

## 第 21 期第 4 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 4 月 21 日（水） 午後 2 時 03 分から午後 2 時 50 分

場 所 神奈川県庁 東庁舎 11 階 111 会議室

### 議 題

#### 1 諮問事項

- (1) 内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)
- (2) 内共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 2)

#### 2 協議事項

- (1) 多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について (資料 3)

#### 3 報告事項

- (1) 多摩川におけるしじみ承認に係る実施結果報告について (資料 4)
- (2) コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 5)
- (3) 令和 3 年度目標増殖量等の公報登載について (資料 6)

#### 4 その他

- (1) 令和 3 年度水産課予算の概要について (資料 7)
- (2) 令和 3 年 7 月の委員会開催日程について
- (3) その他

##### [参考資料]

- ①石川県内水面漁場管理委員会指示
- ②東京都内水面漁場管理委員会指示
- ③埼玉県内水面漁場管理委員会指示
- ④岩手県内水面漁場管理委員会指示
- ⑤鳥取県内水面漁場管理委員会指示
- ⑥山梨県内水面漁場管理委員会指示

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 田島 GL、小川 GL、井塚技幹、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

本日は委員 10 名中、10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。それでは議長よろしく願いいたします。

議長  
(井貫会長)

それでは、ただいまから第 4 回の委員会を開会いたします。本日の議題は諮問事項が 2 件、協議事項が 1 件、報告事項が 3 件とその他となっておりますが、協議事項以下については、事前に事務局から資料が送付されておりますので、資料説明を原則省略いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員と東委員、よろしく願います。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)の「内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題といたしますので、机上に配付されている資料を確認のうえ、水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師

【資料 1 に基づき説明】

議長

それではこの件につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

東委員

篠本委員に伺いたいのですが、方針としてはすごく納得できるかもしれないですけど、1 個だけ現状として、リールを使った毛鉤釣りしてる人がいるか、いないかだけ伺いたいんですけど。というのは日本風の毛鉤釣りは竿に固定してやりますけど、フライフィッシングはリール使った毛鉤釣りなんです。そういう人たちが今、実際現状として酒匂川でアユを釣ってる実態があるかどうかちょっと伺いたいんですけど。

篠本委員

現状ありません。フライの練習はよくやっていますね。事前に連絡をいただいている状況です。

東委員

この文言を採用しても別に今、現状酒匂川で洋式でフライやっている人は多分いないので影響はないということですね。

篠本委員

そうですね。

東委員

はい、分かりました。

議長

他に何かございますか。

篠本委員

将来的に酒匂川として、釣り人やら組合員からこういったもので要望され

の方が多くなった場合には、あるエリアを限定するなどをして、こういった漁法でどうぞお楽しみくださいということは検討する余地はあろうかと思っております。以上です。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

リールやルアーを使用したアユ釣りを禁止するというルールは、県内では初めてなんですか。それとも、他でどこかやってらっしゃるんでしょうか。

水) 井塚技幹

相模川で、一部、アユのルアーエリアというものがありますけども、他の川については基本的にルアーを使った釣りというのは、やられていないというところですよ。

安藤委員

そうすると、リールを使ったアユ釣りを禁止するっていう文言は今回が初めてということですか。ルアーは相模川であるということで、リールということについては、県内で初めてルール化されるということですね。

これについて、リールで別に規制することがやり過ぎじゃないかとかそういう意見を持っているわけじゃなくて、初めての適用例なのかどうかを知りたかっただけなので、現状資料をお持ちでなければ、また次回で結構です。

水) 井塚技幹

はい。

議長

次回の宿題ということで、他に何かございますか。

安藤委員

さっきの質問にも関連するんですけど、現場の監視員さんと遠慮しないでそのリールを投げている人、あるいは釣り人とトラブルが結構あったりした例はあるんですか。

篠本委員

結構ではないですけど、ありました。それでやはり俺は遠慮しないという方がいらっちゃったんですね。

安藤委員

いらっちゃったんですか。あともう1点だけよろしいですか。

これまで周知してきたから、規則化するっていう書き方をされているんですが、これまでの周知方法と、あとこれが遊漁規則になって変更された後に、現場で周知する方法ですね、何か考えてられるかどうか、教えていただきたいんですけど。

篠本委員

今のところ、まだ具体的なことはないです。いずれにしろ、やっぱりそういうことも必要だろうとは感じています。

安藤委員

そうですね。また、それこそ規則だぞって、余計トラブルになると困るので、何らかこうね、周知の方法があるといいなと思います。以上です。

篠本委員

またホームページ等も使ってPRはしていきます。

議長

他にございますか。

津谷委員 ちよつと教えていただきたいのですが、他県で、遊漁規則でルアーやリールのアユ釣りを禁止している例というのは、比較的あるのでしょうか。それともレアなケースなのでしょうか。

水) 小川G L ちよつと知見を持ち得ていませんので、次回、回答させていただきます。

津谷委員 それから、アユをこのルアーを使って捕獲してはならないということなんだけども、他のものを採捕する目的なんですよと言って使われた場合になかなかこれですと難しい部分がある。これで禁止するっていうのは難しい可能性も出てくる。やっぱり基本的に空間を決めて、そこではもうリールは使ってはならないというやり方を最終的にはせざるを得ないのかなという気もするんですけども。そういう意見として、とりあえず申し上げます。

篠本委員 分かりました。

議長 他にございますか。

他にないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がないと知事に答申するということにしてよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 若干宿題がありますが、そのように決めます。

続きまして諮問事項の(2)「内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題としますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師 【資料2に基づき説明】

議長 ただいま、水産課から説明がございましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

長塚委員 これ日当額というのですが、時間で1,012円と言っていますが、これ何時間ですか。労働時間というものがあるのですか、8時間とか6時間とか。どうですか。

水) 小川G L 時給換算ですが、ほとんど日当です。そもそも安すぎたのを通常レベルに引き上げたものです。その代わりそれほど広い川ではないですから、長時間にわたって拘束されるわけではないということになります。

議長 他に何かございますか。

津谷委員 神奈川県内の他の漁協さんの現場売りがいくらになっているのか、ちよつと教えていただけますか。

水) 小川G L 一覧にはなっていませんが、手元にありますので、ちよつとお待ちください。

水) 井塚技幹 例えば、千歳川ですと現場売りで1日1,000円。酒匂川ですと現場売りが1日2,500円。あと相模川も現場売りが1日2,500円です。あと多摩川です

と現場売りが1日2,000円です。そのような額になっています。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

安藤委員

ちょっといろいろややこしくて難しいんですけど、禁止区域の方ですけど、今までは出山から大窪橋までが、一律、要は10月15日からは禁止してましたよ。でも実際の産卵場は大窪橋から下流と、出山堰堤と前田橋の間及び片倉橋から下流の須雲川であると、それが確認されているから前田橋から大窪橋までの間で落ち鮎を釣っても支障はないよということなんですかね。

水) 小川GL

そういうことになります。内水面試験場の調査に基づきまして、もともと漁業調整規則では再解禁される時期なので、その時期の落ち鮎を有効利用するという人と、人が入ることによって、要はカワウに食べられてしまうのを防ぎ、有効利用していこうという考え方からこの部分を解除しようという考え方でございます。

安藤委員

もう1点あります。あとキャッチアンドリリースですけど、まず、風祭から早川橋のところは3月1日から5月31日で、こちらにはかなり下流なんですけど、やまめが入っているんですね。もう一つの上流の前田橋から大窪橋までの間はやまめは入ってないんですね。時期も秋になるんで、それで入ってないのかなとは思いますが、春先は風祭から下流はやまめはキャッチアンドリリースだけど、それより上流のやまめは持って帰っていいですよ、ということですか。

水) 小川GL

そういうことになります。

安藤委員

本当に下流の方のやまめは放してねということ。

水) 小川GL

要はやまめ、にじますが入っているのは、漁業権魚種になっているので、全部それが並べられているので、その下流でやまめが釣れるように見えているんですけども、実際にはその他のうぐいやおいかわとか、そういうのがメインの対象になるというふうに考えると良いと思います。下の10月15日から12月31日の方は先ほど説明もあったとおり、やまめ自体が調整規則で釣ることができないので、遊漁規則からは除外をしているということです。そもそもこの魚種が分かれているので、ちょっと分かりづらいんですけど、早川河川全体を見たときに、この区域はキャッチアンドリリースというのがまずあって、その時期に釣れるのはこの魚種ですよというふうに考えていただければ分かりやすいと思います。

安藤委員

やまめの釣り場は河川上流までずっとあるけど、それは今までどおりで、下流の方に今回キャッチアンドリリース区間を初めて設けてみるよという考

水) 小川GL  
安藤委員  
議長

えですか。

そういうことです。

考えは分かりました。

他に何かございますか、よろしいですか。

では、質問もないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨を知事に答申することといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

では、そのように決定いたします。

では続きまして、協議事項の「多摩川におけるしじみ採捕の実施結果報告及び同採捕の承認について」を議題といたします。

これについては、事前に事務局から資料の送付、説明文の送付がありますので、特段の説明は予定しておりませんが、何か補足がありましたらお願いします。

何か御質問、御意見ございますか。以前の承認に対する結果の報告と、あと新たに承認を申請しているということです。特段中身の変更等はないようですが、よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告を了承し、原案のとおり承認するということで、よろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

それでは、そのように決定いたします。

では続きまして、報告事項の(1)の実施結果報告についてですが、これも補足説明はないですね。

何か御質問、御意見あるでしょうか。よろしゅうございますね。

委員一同  
議長

(了 承)

本件については報告事項ということで、了承ということにしたいと思えます。

では、続きまして報告事項(2)の「コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示の公報登載について」です。これについてもよろしゅうございますか。

委員一同  
議長

(了 承)

公報登載の報告ですので、了承ということにしたいと思えます。

では、(3)の「令和3年度目標増殖量等の公報登載について」もよろしゅうございますね。

委員一同

(了 承)

議長 了承ということでお願いいたします。

それでは、その他の(1)の「令和3年度水産課予算の概要について」を議題といたします。

水産課から補足説明がありましたらお願いいたします。

水) 田島GL  
議長 【資料7に基づき説明】  
ただいま、水産課から令和3年度予算の概要について説明がありましたが、何か御質問がありましたらお願いします。

安藤委員 内水面と関係ないことですが、ちょっと知りたいなと思ったのが、今御説明のあった外洋養殖ですけど、大体想定している魚種と、陸地からどのぐらいの距離で想定しているのかを知識として教えていただければと思うんですけど。

滝口事務局長 まず、想定している魚種でございますが、あがっているのはぶり、それから神奈川県で比較的多く獲れます小さい魚ですと天然のさば、それから海洋深層水を使うことによってこれまで日本国内どこでもできなかったサーモン、銀鮭等の鮭類の養殖が周年で可能なのではないかとといったようなことが一応候補といたしますか、素材としては出ております。それから場所でございますが、既存の沿岸漁業との調整も図るという観点もあります。沖合という形で、大体3キロから5キロぐらい、水深ですと大体水深100メートルから水深300メートルぐらいの海域を想定して、一応検討を進めているところでございます。以上でございます。

議長 他に何かございますか。

津谷委員 今回の質問に関連しまして、大規模外洋養殖施設は誘致で、施設を造るのは民間ということなんですかね。

滝口事務局長 そのとおりでございます。

津谷委員 これはいわゆる外資規制はあるのですか。誘致する施設は。

滝口事務局長 天然の資源を対象とした漁業を行う場合には、外資規制があると思うのですけれども、その辺の議論はちゃんとしておりませんでしたので、ちょっと宿題とさせてもらってよろしいでしょうか。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 先ほど局長の挨拶の中にあつたんですけど、相模川の三田の内水面漁連のアユ種苗生産施設というのが、これについてはこの予算だけ見ても分からないんですけど、それに対する運営の補助とか、そういうのは、この予算の中に入っているのですか。

水) 小川GL 建築をする時には、上乘せ補助が県からも出ていますが、維持運営、ある

いは管理にかかる費用については、県の補助はないので、予算書には出てま  
いりません。

安藤委員

ないんですね。

水) 小川GL

はい。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、また後ほどでも質問があればしていただきたいと思  
います。この議題については終了にしたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれで閉会といたします。